

在宅医療等の追加的需要に係る医療計画と介護保健事業（支援）計画の整合性の確保について

1 在宅医療等の追加的需要について

(1) 経緯

地域医療構想においては、慢性期及び在宅医療等の将来の医療需要の算定に当たり、国が定めた算定式により、医療区分1の患者の70%等について、居宅や介護施設における在宅医療等に対応することが想定されている。

国の通知により、今回、次期医療計画及び次期介護保険事業（支援）計画を定めるに当たって、これらのいわゆる「在宅医療等の追加的需要」を踏まえて、在宅医療の整備目標や介護サービスの見込み量を定めることとされた。

また、その際、機械的に算定された「在宅医療等の追加的需要」を医療と介護でどのように按分するか等について、県及び市町村（介護保険者）並びに郡市医師会等が協議し、両計画の整合性の確保を図ることとされた。

(2) 県としての按分方針

国として政策的に在宅医療の体制整備の必要性を掲げていることを踏まえつつ、限られた医療資源や在宅医療の実施状況等の本県の実状を考慮し、国が例示した按分手法のうち、患者調査を用いる方法（医療1：介護3で按分する方法）を基本とし、必要に応じ市町村が他の手法を検討できることとした。

(3) 介護保険者としての対応方針等

本県においては、すべての介護保険者から、患者調査を用いる方法により按分する方針である旨、及び、在宅医療等の追加的需要への対応分について、別添のとおり介護サービス量を見込む旨、報告があった。

2 協議の場における協議等について

(3)の方針に基づき、関係者による協議の場等において協議を行った。国の方針や介護保険事業計画の策定スケジュール等も踏まえ、方針については一定の理解が得られた一方で、様々な意見があったことから、今回の計画の策定のみならず、計画の策定後の取組の推進や計画の中間見直し等において、意見の内容を十分に考慮する必要がある。

医療圏	開催日等
盛岡医療圏	平成29年11月22日
岩手中部医療圏	関係者の意向等を踏まえ関係者の個別訪問により実施
胆江医療圏	平成30年1月16日
両磐医療圏	平成29年12月20日
気仙医療圏	平成29年12月7日
釜石医療圏	平成29年12月21日
宮古医療圏	関係者の意向等を踏まえ書面協議により実施
久慈医療圏	関係者の意向等を踏まえ関係者の個別訪問により実施
二戸医療圏	関係者の意向等を踏まえ関係者の個別訪問により実施

【協議の場における主な意見】

- ・ 介護保険事業計画の策定を進めるためには、今回の様な対応方針とすることはやむを得ないが、地域の実態に合わない場合には、3年後の中間見直しにおいて修正を図る等の対応が必要ではないか。
- ・ 今後の生産年齢人口の減少、核家族化や独居老人の増加等の社会的状況、限られた医療資源等を踏まえると、在宅医療は、本県の実状に即しておらず、慎重な対応が必要ではないか。
- ・ 在宅移行に対応できるかどうかを協議していくためには、より精緻なデータや分析が必要ではないか。
- ・ 国の方針や、計画の策定期限等があり、やむを得ないが、本来はもっと時間を掛けて丁寧に議論すべき。